

令和2年4月22日

号 外 「緊急資金繰り対策」

税理士 押田 邦夫

新型コロナウイルスの感染の広がり、安倍総理から日本全体に緊急事態宣言が出されました。皆様の所にお見舞いに行けず、お許し下さい。

どうぞ、どうぞしばらくのご辛抱、切に切にお願い申し上げます。

経済産業省の「新型コロナウイルス感染症でお困りの皆さんへ」などから、資金繰りについて緊急かな、重要かなあと感じたことを、大ざっぱながら、お知らせさせていただきます。

1. すばやく現金化できるもの

- (1) 定期預金や定期積金を取り崩す
- (2) 経営者の個人資金を活かせませんか
- (3) 生命保険・損害保険の契約者貸付はどうですか
- (4) 小規模企業共済や倒産防止共済の借入も

2. 実質無利子の借入金は

- (1) 日本政策金融公庫などで
最近1ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少した場合3,000万円以内当初3年間、実質無利子で借入できます。
据置期間5年を含む15年以内で返済です。
商工中金、民間の金融機関でも借入できます。
- (2) 小規模企業共済加入者向けには
最近1ヶ月の売上高が(1)と同じの場合には、加入者の納付掛金の70~90%の範囲内で最高2,000万円以内借入できます。
無利子で借入金額が505万円以上の場合は、据置期間1年を含む6年以内で返済となります。
- (3) 倒産防止共済加入者には
解約手当金の95%を上限として借入ができます。
利子は現行0.9%ですが、今後どうなるかな？

3. 給付金として、もらえるもの

(助成金を含む)

(1) 特別定額給付金 (注1)

すべての国民に一人当たり10万円が給付されます。

5月中に給付が始まるかなあ

(2) 持続化給付金 (注2)

売上高が前年同月比で50%以上減少している法人、個人事業者の皆さんの事業の継続を支えるために支給されます。

給付額は、法人200万円、個人事業主100万円です。

ただし、昨年1年間の売上げからの減少分が上限とします。

その売上減少分の具体的計算方法は

前年の事業収入 - (前年同月比50%減の月の売上げ × 12ヶ月) です。



令和2年1月から12月のうち、平成31年、令和元年の同月比の売上高50%以上減少したひと月

申請には、法人番号、本人確認書類、通帳の写しや、令和元年度の確定申告書の控えや、減少月の事業収入額がわかる帳簿等が必要となります。

(3) 雇用調整助成金は

令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業等に対して、

①休業手当に対する助成率を、中小企業4/5に引き上げ

②解雇等を行わない場合、助成率を中小企業9/10に上乗せ

4. 税金、社会保険料等の猶予もある (注3)

令和2年2月以降、売上げが前年同期比概ね20%以上減少したすべての事業者に1年間納税を猶予。

社会保険料や電気・ガス料金、生命保険料等の猶予もあります。

銀行さんの借入金の元金の猶予も頼んでみましょう。

※ (注1) (注2) (注3) は、令和2年度の補正予算の成立が前提です。